

公立大学法人横浜市立大学医学部看護学科の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第38条（履修年限、履修規則）及び第43条（専門教養科目等）の規定に基づき、横浜市立大学医学部看護学科授業科目に関する必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則第36条に定めるように共通教養科目と専門支持科目及び専門科目に分ける。

- 2 学科長は、看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会の議を経て、各科目について科目担当教員を指名する。
- 3 第1項の専門基礎科目及び専門科目については、学科長が看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会に諮らなければならない。

(履修の要件)

第3条 共通教養科目は、卒業時までに単位を修得するものとし、専門科目は段階的な学習の積み重ねによって習得するものとする。

(試験等の実施時期)

第4条 原則として各科目の講義時間外において試験を実施する。ただし、追・再試験についてはこの限りではない。

(受験資格)

第5条 試験の受験資格の有無は、各科目担当教員が認定する。

- 2 試験の受験資格に必要な出席時間数は、原則として各科目の総時間数の3分の2以上とする。

(試験等の欠席)

第6条 学生は、病気、ケガその他やむを得ない事情（親族の危篤・死亡、自宅の火災、交通機関のストライキなどをいう。）により試験を受けることができなくなった場合には、追試験の受験を申請することができる。

- 2 追試験受験申請書（様式第1号）は、病気・ケガにおいては医師の診断書、その他の場合には理由書を添付して本人又は代理人が学科長に届けなければならない。
- 3 第1項の申請は、できるだけ速やかに行うものとし、当該試験終了後1週間を超えてはならない。
- 4 無届けで試験等に欠席した者は、不合格とする。

(追試験)

第7条 科目担当教員は、追試験受験申請書を提出した学生に対し、追試験を実施する。

- 2 追試験の期日及び方法は、WEB上又は校舎掲示板において通知する。
- 3 追試験の期日は、原則として学科長が定めた日とする。

(再試験)

第8条 科目担当教員は、試験及び追試験に不合格となった者に対し、再試験を行うことができる。ただし、第9条に規定する試験等における不正行為を行った者は、再試験を受けることができない。

2 再試験の期日及び方法は、WEB上あるいは校舎掲示板において通知する。

3 再試験の期日は、原則として学科長が定めた日とする。

(試験等における不正行為及び注意事項)

第9条 試験等において不正行為を行った者については、教授会でその処罰について審議を行う。

2 不正行為に対する処分及び試験受験上の注意事項は、別に定める。

(合格・不合格と成績の表示)

第10条 成績の評価は、60点以上を合格点とし、成績の表示は次の各号のとおりとする。

(1) 秀 (SA) 90点～100点

(2) 優 (A) 80点～89点

(3) 良 (B) 70点～79点

(4) 可 (C) 60点～69点

(5) 不可 (D) 59点以下

2 追試験の成績は、前項により表示する。

3 再試験の成績は、60点をもって最高点とする。

(試験等の結果)

第11条 試験等の結果は、学科長が指定する期間WEB上において発表する。

2 学生は結果に関して成績発表3日以内に担当教員に異議申立てができる。

(単位の認定)

第12条 学則第47条の規程に基づき科目を履修した者には、該科目の担当教員が、認定のうえ所定の単位を与える。

(卒業の要件)

第13条 大学の卒業の要件は、学則第12条（学部の修業年限は4年とする他）に規定する期間以上在学し、及び所定の単位を修得することとする。

(単位修得の確認及び卒業判定)

第14条 第3条に規定する履修の要件に基づき、単位修得状況の確認を代議員会で行う。

2 卒業の判定のための代議員会は、原則として2月に開催する。

(規程の改訂及び変更)

第15条 この規程の改正については、看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会に諮らなければならない。

(委任)

第16条 この規程の施行に必要な事項は、運営会議の議を経て学科長が定める。

附 則

この規定は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（平成26年3月31日改正）

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

〈試験受験上の注意事項〉

1. 不正行為に対する処分

不正行為は絶対にしてはいけません。不正行為があったと認められた場合は、学則上の処分を受けるとともに、次のいずれかの教務上の措置を受け、学籍簿にも記入されます。

- (1) 当該学年で履修した全ての科目を零点とします。
- (2) 当該学期に履修した全ての科目を零点とします。
- (3) 当該試験科目を零点とします。

2. 不正行為の内容

【筆記試験における不正行為】

以下のような状況があるとき、不正行為があったものと判断します。

- (1) 許可された物以外の物を参照したとき。
- (2) 本人に代わって他人が受験したとき。
- (3) 解答用紙を試験場外に持ち出したとき。
- (4) その他、監督者による不正行為に関する具体的な注意に反したとき。

【論文・レポートにおける不正行為】

以下の行為は、剽窃、盗作として不正行為の判定をされることがあります。

インターネット上からのコピー・アンド・ペーストも不正行為に該当します。

- (1) 他者が作成した論文・レポートを提出したとき。
- (2) 出典を明記しないで引用したとき。
- (3) 引用個所と自分の文章を区別せず引用したとき。

3. 受験に際しての注意事項

- (1) 授業出席時間数が、当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない場合は、原則として受験は認められません。
- (2) 試験に際しては、監督者の指示に従ってください。
- (3) その他、試験会場では、次のことを順守しなければなりません。
 - ① 受験資格のない者は試験開始前にすみやかに退室してください。
 - ② 学生証は監督者に写真が見えるようにして、机の上に置いてください。
 - ③ 学生証を忘れた場合は、学務・教務課 窓口で受験許可証の交付を受けてください。
 - ④ 机の上には筆記用具及び許可されたもの以外は置かないでください。
 - ⑤ 机の中の物は全て除去してください。
 - ⑥ 携帯電話等のスイッチを切ってカバンに入れておいてください。
 - ⑦ 答案用紙は指定された枚数のみを受け取り、余分に受け取らないでください。
 - ⑧ 試験中に私語をしないで下さい。
 - ⑨ 試験中に物品の貸借を行わないでください。
 - ⑩ 試験開始後30分を過ぎなければ退室できません。また、30分を経過してから入室することはできません。

追試験受験申請書

年 月 日

横浜市立大学医学部看護学科長

学年 _____ 年次生 _____

学籍番号 _____

自署 _____

私は、_____年度 前期・後期 の_____において、次の理由により欠席した試験がありますので、追試験を受験したいので、許可くださるようお願いします。

追試験申請科目

欠席理由

※欠席理由を証明する医師の診断書等を提出してください。

看護学科長	教務部門長	課長	係長	係員

受付日